



# 学校図書館部会報 49

発行日：2015年6月14日

発行者：日本図書館協会 学校図書館部会（部会長：高橋恵美子）

連絡先：〒252-0318 神奈川県相模原市南区上鶴間本町6-7-3-303

Tel. 042-743-1449 (Fax 共通) E-Mail : gakutobukai@jla.or.jp



## INDEX

### 日本図書館協会学校図書館部会 2015年度定期総会記録

1. 2014年度事業報告案及び部会からの報告	2
2. 2014年度会計報告案	4
3. 2015年度事業計画	4
4. 2015年度部会予算案	5
5. 次期部会役員定期改選の結果について	5
6. 次期部会幹事の補充選出について	5
7. 部会規定等の改正について	6
8. その他意見交換・協議	6
(別記) 学校図書館部会規定(改正案)ほか	7
速報! 6月4日臨時活動部会長会議	10
学校図書館職員問題検討会経過報告と意見交換会	10
第101回 全国図書館大会分科会について	13
部会からのお知らせ	14

## < 催しのご案内 >

### 第4回東京・学校図書館スタンプラリー開催

参加各校の学校図書館を、小中学生とその保護者の方に公開します。7月中旬から8月下旬にかけて実施されます。参加校、各校の公開日程、各校でのイベント企画内容等は、実施時期近くに下記ホームページをご参照下さい。☆東京・学校図書館スタンプラリーホームページ → <http://tokyohslib.ehoh.net/>

### 第2回兵庫 学校図書館スタンプラリー開催

兵庫でも昨年に引き続き、学校図書館スタンプラリーが開催されます。6月8日から11月8日にかけて実施されます。参加校、各校の公開日程、各校でのイベント企画内容等は、実施時期近くに下記ホームページをご参照下さい。☆兵庫・学校図書館スタンプラリーホームページ → <http://hlibrary.kgjh.jp/>

(催事案内の原稿は幹事会が作成しました。お問い合わせ先は各ホームページ等ご参照下さい)

## 日本図書館協会学校図書館部会

# 2015 年度定期総会記録 (第 35 期第 1 年度)

2015 年 5 月 30 日 (土) 14:00~16:00 に、日本図書館協会において、学校図書館部会定期総会が行われました。以下、その概要をお知らせいたします。  
(幹事会)

※発言はすべて要旨のみ略して記載しています。  
※質疑応答・意見・審議協議等における「Q」は質問、「A」は答弁、「○」は意見・討論等です。  
※2015 年度事業計画は図書館雑誌 5 月号に掲載されています。2014 年度事業報告は協会の理事会で決定後、図書館雑誌 8 月号に掲載予定です。

### 山本副理事長挨拶 (要旨)

法改正を契機に具体的な条件整備を進める必要が出てきた、協会も学校図書館職員問題検討会を立ち上げ、協会として出来ることを検討している、皆さんの知恵も頂いてまとめたいのでよろしくお願ひしたい。

もう一つ、昨年協会は公益社団法人となった。いわゆる社団法人は会員がお金を出し合い運営して、自分たちの資質向上や組織の発展を図ればよいが、公益法人というのは、税制上の優遇があり、そういう意味で国から支援をされている立場であり、自分たちの活動が結果的に地域の人たちや国民全体に還元されるような活動をするのが期待されている。その辺をしっかりと自覚しながら協会運営をしなければと考へているところであり、皆さんにもご理解を頂いてとりくみたい。

学校図書館も、資質向上や雇用条件の問題など多々あるが、それらについての活動が、児童生徒のため、地域の人たちのために役立つ・寄与するとい

うことを頭に置きながら活動して頂きたい。

日頃、部会長はじめ多くの方にご支援を頂いて協会活動を進めさせて頂いている。引き続き皆様のお力をお借りして公益法人にふさわしい活動が展開できるようお願ひし、ご挨拶に代えさせて頂きます。

### 高橋部会長挨拶 (要旨)

今回、学校図書館部会は幹事の交代もあり、学校図書館法が変わる中で、また法律が通った後も様々な課題を抱えている。副理事長の挨拶にもあったように、協会として学校図書館職員問題検討会ができ、検討を進めているところである。

公益社団法人に変わったために部会規程の改正もしなければならない。また報告も多くあるが、皆さんからも忌憚のないご意見をたくさん頂き、皆さんとともに部会運営を進めたいと思う。どうぞよろしくお願ひいたします。

### 議長選出

議長に菊地保夫氏 (東京)・田子環氏 (神奈川) の二名を議長に選出し、議事に入った。

### 定足数の確認

幹事会から、出席 26、委任状 92、合計 118 の出席者および委任状があることが報告された。部会員総数は 433 であり、部会規程により総会の成立に部会員の 10 分の 1 以上の出席を要するため、定足数は 44 となる。出席者と委任状を合わせ、これを超えているので、議長により総会の成立が確認された。

## 1. 2014 年度事業報告案 (審議・議決) 及び部会からの報告

### 高橋部会長 (報告要旨)

全国 S L A と図書館情報学教育部会と三者共催で開催し、テーマは「これからの学校図書館と学校図書館専門職員」で、141 名の参加があった。午後は単独で担当し、テーマは「学校司書の法制化を考える」で、参加者 109 名だった。

・昨年の部会の夏季研究集会は、「学校図書館の今とこれから」をテーマに埼玉で開催し、参加者は 82 名であった。

### 1. 協会事業報告について

今回提案する事業報告案は、5 月 28 日の理事会で決定された協会全体の事業報告案である。この後 6 月 18 日代議員総会で報告される予定である。学校図書館部会に関係する部分を抜粋して資料として用意し、報告・提案する。

まず事業報告案「I. 公益目的事業」について。  
・第 100 回全国図書館大会の分科会を、午前中は

・図書館情報学教育部会主催で2015年3月28日に「学校図書館職員養成のあり方を考える」というテーマで研究会が行われている。参加者47名。

・政策提言では、学校図書館法が改正された後、これについて協会が、『学校図書館法の一部を改正する法律について(見解と要望)』を2014年7月4日に出している。事業報告案7月11日は訂正する予定。

・「学校図書館専門職員に関する論点整理及び提言」として、検討会のことが載っている。

事業報告案「Ⅲ. 管理運営活動」には、各部会活動の報告の項があり、学校図書館部会の簡単な報告が載っている。

その他、出版活動では、『問いをつくるスパイラル』が5刷りまで増刷されている。

以上が協会事業報告案の関連事項の概要である。

昨年は学校図書館法の改正があったので、参考資料として改正法と衆参両院の附帯決議とこれについての協会の「見解及び要望」を配布している。部会報にも掲載したものである。

## 2. 常任理事会の動きについて

次に、図書館雑誌掲載の議事録をもとに常任理事会の動きを報告する。

・6月5日、各部会役員会の旅費が年二回のみ、予算化されることとなった。

学校図書館議員連盟ヒアリングが5/22にあったことが報告されている。協会からは森理事長と山本副理事長が出席した。

・7月4日に、前述の「見解及び要望」を決定。この文章を確定する中で、原案には「…学校図書館に図書館の機能をベースにした専門職員をおくことを指向する…」とあったところ、「図書館の機能をベースにした」が削除された。

その理由としては、図書館雑誌8月号に掲載された議事録には、「法律上“図書館”は、図書館法にいう図書館すなわち公共図書館を指すことになり、また、全館種に通底する“図書館”の概念が確立しているわけではないこと…」等が書かれている。

なお、この議事録には、原案から「に図書館」のみを削除し「学校図書館の機能をベースにした専門職員を…」に決定したと書いてあるが、これは間違いである。公表された「見解及び要望」は、資料のとおり「学校図書館に専門職員を置くことを指向し…」となっている。

・9月4日、①図書館雑誌8月号窓欄に「専任司書教諭必置を渴望する」が掲載されたことについて、窓欄については執筆者個人の意見とのことであるが、協会の見解と誤解されるおそれがあるので対応してほしいと要望 ②「見解及び要望」をまとめる際の議論は、「見解及び要望」に関する議論であって、今後の協会の考え方等に及ぶものではないとの確認、③全国SLAの『学校図書館』8月号に森理事長が原稿を寄せていて、その内容が「見解及び要望」から逸脱している問題の三点を問題提起した。②の「見解及び要望」をまとめる際の議論についての確認は、実は図書館雑誌11月号の学校図書館特集を企画する際に、「学校図書館は図書館である」という趣旨の原稿掲載が不可とされたことによる。このとき7月4日常任理事会の議事録に誤りがあることも指摘した。

②の7月理事会の議論は「見解及び要望」に関する議論であって、今後の協会の考え方等に及ぶものではないということは確認された。確認されたが、議事録案に掲載されず、掲載を要望したが載らなかった。①③についても、時間を取って話し合ったにもかかわらず掲載されなかった。8月号掲載の議事録の誤記についてのみ、掲載された。

・9月26日(10月常任理事会)、学校図書館法に新たに記載された資格の在り方等についてどのように検討するのかの質問を行い、4月に設置が決まった「学校図書館職員問題検討会」において図書館大会後に検討を始めると回答があった。

・12月4日、木村事務局長が辞職し、西野専務理事が代行すると報告があった。

学校図書館職員問題検討会委員の委嘱が決まり、座長は山本副理事長に決められた。検討会委員の旅費について、協会全体として委員会の旅費は出せないということであるので、それでは検討会に使い道を限った寄付を受け付けるような体勢をとってほしいと提起したが、認められなかった。このため、後日、カンパを受け付ける体勢を部会内有志で整えた。

2015年度全国図書館大会について、分科会は平日(金曜日)とわかり、学校図書館幹部会が担当するのは難しいと述べた。

・3月5日、2015年度協会事業計画案について、学校図書館に関する部分にだけに「関係団体とも協力して」の文言があり、削除を要求し、認められた。

2014年1月の理事会で一括承認した法人諸規程のうち、「常任理事会運営会議の任務と運営と

いう内規が落ちていたこと、遑って他の規程と同様に扱うこととしたい旨提案があった。なお、この運営会議とは、業務執行理事だけで構成され、非公開で議事録もない。

事務局長が次員となっていることについて、人選がどうなっているのか、なぜ外部の人でなければならないのか、と質問した。ちなみに、なぜか、この質問のみ、質問者の名前が書いていない。森理事長からは、文科省からの2012年12月5日付改善通知にあるからだと言及があった。

しかし、後日、通知の原文を調べたところ、「法人運営に精通した人材」と書いてあるだけで、図書館外部の人間にせよとは一言も書いていない

ことがわかった。その後の理事会のメールのやりとりの中で、土田監事からも、この文科省通知は、公益社団法人化になるにあたってのもので、法人化された今は効果を持たないと指摘があった。

・3月19日の理事会に、3月5日の常任理事会で、理事兼事務局長候補と説明された同じ人が、理事の補充選出候補として紹介された。ただし、この理事会や24日の代議員総会では、今回の選任でこの理事が事務局長になるわけではないと説明されている。

以上の報告に、特に異議なく、2014年度事業報告案は全会一致で承認された。

## 2. 2014年度会計報告案（審議・議決）

幹事会から、下記の通り、2014年度部会会計決算報告案（2014年度第43回夏季研究集会会計報告を含む）が提案された。また、監事から、会計

監査の結果、間違いなく処理されていることを確認した旨監査報告があった。特に異議なく、会計報告案は承認された。

### 2014年度部会会計決算報告案

収入		支出	
協会交付金	200,000 円	通信費	153,110 円(部会報送料等)
繰越金	172,740 円	印刷費	44,690 円(部会報紙・インク代)
研究集会準備金	50,000 円	研究集会準備金	100,000 円
研究集会参加費	206,500 円	会議費	3,600 円
その他	46,100 円(売上金・寄付金)	消耗品費	17,589 円
合計	675,340 円	夏季研究集会費	233,216 円(会場費・謝礼等)
		夏季研究集会費	120,658 円
		合計	672,863 円

収入－支出＝残額2,477円は協会に返納

## 3. 2015年度事業計画（理事会決定事項の報告・協議）

### 高橋部会長（報告要旨）

2015年度事業計画について、3月19日の協会理事会で決定された事業計画（図書館雑誌5月号に全文掲載）をもとに、学校図書館に關係する部分を中心に抜粋して資料が用意され。この資料をもとに報告があった。

・「はじめに」に、学図法改正と今後の学校司書配置の課題等の記述がある。

・「1. 基本方針」には、館種を問わず非正規雇用が増大している問題、調査研究の課題、政策提言や意見表明等図書館進行に関わる取り組みが書かれている。

・「2. 重点事業」の中に、「学校図書館の整備・充実」の項があり、資料費、人件費、学図法改正後課題となっている学校司書の資格や養成の在り方などについて、「具体的改善が図られるよう努める」と記述がある。

なお、この部分について、3月19日の理事会では、「関係団体とも協力して」を削除した内容で決定したのに、代議員総会では「関係者が協力して」が挿入されて提出された。代議員総会では訂正の発言は認められず、代議員総会終了後の理事会で再度確認した。

最近、会議で正式に決定された文言や誤記訂正を指摘した部分が、次の会合に出てきた文書で変わっている・反映されていない、といったことが多々見られる。

・「II. 公益目的事業」の「1. 講座・セミナー・育成」の項で、夏季研究集会の記載がある。

・「2. 研究・資料収集」の項に、政策企画委員会の取り組みではあるが、学校図書館政策資料集の作成があり、これは急ぎ発行したいと考え

ている。

・「3. 図書館の振興（1）政策提言に関する事業」に、学校図書館の整備・充実に関する提言がある。学校図書館職員問題検討会の取り組みが書かれている部分である。

以上の説明の後、特に質問・意義などはなく、了承された。

#### 4. 2015 年度部会予算案（審議・議決）

幹事会から、下記の通り 2015 年度部会予算案が提案された。特に異議なく原案通り決定した。

2015 年度部会会計予算案

収入		支出	
協会交付金	200,000 円	通信費	130,000 円(部会報送料等)
夏季研究集会	400,000 円	印刷費	25,000 円(部会報紙・インク代)
その他	50,000 円(報告集売上等)	部会活動費	100,000 円(幹事会会場費・交通費補助等)
合計	650,000 円	研究集会運営費	250,000 円(会場費・謝礼等)
		研究集会報告集	140,000 円
		予備費	5,000 円
		合計	650,000 円

#### 5. 次期部会役員定期改選の結果について（報告）

次期部会役員定期改選の結果について幹事会から報告があり、次期役員が紹介された。

部長：高橋恵美子（神奈川）、

副部長：中村崇（東京）、

幹事：石黒順子（埼玉）、梅本恵（山口）、大口和枝（東京）、太田克子（群馬）、笠川昭治（神

奈川）、佐藤千春（東京）、鈴木啓子（兵庫）、仲明彦（京都）、永井悦重（岡山）、長谷川優子（埼玉）、甫仮久美子（神奈川）、堀岡秀清（東京）、松本美智子（神奈川）、山本恵美子（島根）、

監査：関根真理（東京）、中村登世子（神奈川）

#### 6. 次期部会幹事の補充選出について（選出）

第 34 期役員任期満了にともない実施された定期改選において、幹事の役職の応募者は 14 名であり、定数上限(20 名以内)に 6 名の空きがあった、2 月 21 日の幹事会で補充選出の公募を行うことを決定し、4 月 30 日の応募締切までに下

記の 2 名の応募があったことが、幹事会から報告された。

この 2 名について、選出することを議決した。

・大浦和子（東京）

・野見山義弘（福岡）

## 7. 部会規程等の改正について（審議・議決）

中村副部長（提案要旨）

今回の部会規程改正の提案は、協会が公益社団法人となり、定款や部会通則規程等がすべて変わったため、これに対応して改正することを、別記案のとおり幹事会から提案するものである。

改正案作成の基本方針は、最小限の改正にとどめること、かつ、現在の運営を変えないよう規定を整備することとした。昨年 10 月から検討を開始し、4 月 29 日の幹事会でこの案を決定した。

部会通則との関係で、一点提起しておくことがある。新しい部会通則では、部会役員の任期について、再任は 2 回までという制限が加えられている。このことについて、幹事会では、部会通則とこの規程の目的（実効ある部会運営の確保及び部会の円滑で活発な活動に資する）の関係性を慎重に検討した。部会通則通りの制限する案はもちろん、制限を様々に緩和する案等、いくつかの案を時間をかけて検討したが、その結果、個人会員中心で運営している学校図書館部会の現在の状況では、そのまま機械的にあてはめるのは無理があるという結論に達した。もちろん、長期間同じ人が在任することは望ましくないのは当然のことであり、部会通則の制限の趣旨に反対するものではないが、しかし、現実的な対応として、部会規程で「再任に制限は設けない」と盛り込むこととした。

部会通則には「ただし、相当の理由ある場合は、この限りではない」とあるため、部会の事情と、この規程、この規程を総会で議決した部会員の総意をもって、「相当の理由」とすることとしたい。

部会総会の制定手続きについて、新たな部会通則規程では、部会規程の制定は、「部会総会の提案を理事会が議決することにより、部会規程を定めることができる」となっている。この総会では、理事会に提案する案を議決するという手続きである。

また、合わせて、部会役員選出要綱について

も、別記の通り一部改正を提案する。こちらは、部会規程の条文の番号が変わるため、引用している条文の番号を合わせて変えることと、「監事」を「監査」に名称変更することに伴い、要綱の条文でも同様に改めるものである。内容の変更はない。

（各改正案は、この記録の末尾に別記掲載）

Q 改正案付則 4 条に「第 8 条の定数にかかわらず」とあるが、第 6 条の誤りではないか

A 誤りである。ご指摘通り誤字訂正をお願いしたい。

Q 今回の改正案は全 17 条だが、他の部会ではもう少し短い例もあるようだ。改正案 13 条・14 条のように部会を代表する理事や代議員の選出についてまで規定する必要があるか？

A この改正案の作成にあたっては、先行して昨年うちに部会規程を改正した公共図書館部会と短大高専部会の規程を先例として参考にしている。ご質問にある項目は、公共部会の規程を参考に、現在の部会運営の方法通りに整備する趣旨で取り入れたものである。なお、公共部会は全 19 条、短大高専部会は全 12 条であり、部会により若干の長短はあるようである。

Q 改正案 15 条に、「部会の経費」として「部会の活動を指定した寄付金」とあるが、これは公益社団法人化後新しくできた制度か？ 部会経費が逼迫する中で、この制度は有効活用すべきと思うが、どうか？

A 公益社団法人化後新しく設けられた制度である。公益社団法人への寄付であるので、寄付者に対しては税制上の優遇措置もある。今後有効に活用したい。

上記提案について、以上の質疑の後、部会規程改正案及び役員選出要項改正案は一部誤字の訂正を加えた上、全会一致で決議された。

## 8. その他意見交換・協議

○（高橋部会長）全国図書館大会の分科会を持

つ経緯について報告する。夏季研を行った上で、

この時期に、しかも平日に分科会を持つことは部会にとって荷が重く、当初自由委員会との共催で半日の分科会を考えていた。ところが、図書館情報学教育部会が学校図書館職員を扱う分科会を設定することを決め、同部会から共催の意向があるかどうか打診があったため、共催を申し入れることとした。企画提出の期限も迫っている中で教育部会と折衝している。教育部会からは司書教諭の研修についても報告したい意向もあり、以下のような内容でまとめつつある。

・文科省担当課長による、学校図書館に関する政策動向の基調報告

・司書教諭の科目を担当している大学教員の報告

・支援センターが行う司書教諭研修・学校司書研修の報告

・司書教諭のほかに「学校司書」の講座も実施している大学教員の報告

・神奈川の「学校図書館キホン講座」の報告  
自由委員会との共催の分科会については、以下のような内容を考えている。

・研究者の発表

・はだしのゲン問題についての報告

・埼玉高校司書の実践報告

・学校図書館部会と図書館の自由との関わりについての報告

どちらの分科会も、最終的な折衝の最中であり、一部変更の可能性もある。

○(太田幹事・夏季研現地事務局担当) 今回の夏季研究集会は高崎で開催となる。内容は配布した要項の通りである。多くのご参加をお願いしたい。

○他団体で国会への要請行動を行った。個人的な感触として、文科省の資格養成の検討については、正確なところはわからないが、特にまだ

動いていないように感じられた。議員連盟の総会も法改正後開かれていない。資格・養成の検討について、3月に笠議員が国会質問した際に、文科省答弁のうち一カ所だけ「資格あるいは養成については」という文言があった。この言葉を厳密に解すると、資格は置いておいて養成のみといった解釈もあり得る。留意する必要があるかもしれない。

○8月8日に、日本図書館協会で、図書館の自由に関して松井茂記氏の講演会を企画している。ぜひご参加をお願いしたい。

○8月11日に、長野県図書館協会主催で、学校司書の法制化に関するフォーラムが行われるらしい。小坂参議院議員(学校図書館議員連盟幹事長)や大串教授が講演する模様である。

○埼玉ではビブリオバトルに取り組んでいる。10校が指定されていて、この10校で県大会をする。その代表が首都圏大会に出る。本校では図書委員会が引き受けて取り組んでいる。他校では1年生全員で予選をしているところもある。他県の各校ではどう取り組んでいるか?

○首都圏大会については、先日東京都内部で決定された業務縮減策の中で廃止が決まった。都大会は残るので、全都立高校で取り組むことになっている。校内予選のやり方は各校に任されているので、埼玉と同様まちまちである。

○神奈川では、昨年までは7月に神奈川大会があつて全校が取り組んでいたが、首都圏大会がなくなるので、教育委員会主導の取り組みはなくなる。読売新聞主導での同様のイベントもあり、出たい子がいる学校では、そちらに出るケースもあるだろう。高文連でも取り組んでいる。

最後に、新任・退任役員からの挨拶があり、総会は終了した。

## (別記) 学校図書館部会規程(改正案)

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本図書館協会(以下「本法人」という)の定款(以下「定款」という)第50条の規定及び本法人の活動部会通則規程(以下「部会通則」という)第9条に基づき、学校図書館部会(以下「部会」という)の組織および運営等に関して必要な事項を定め、部会の円滑で活発な活動に資することを目的とする。

(名称)

第2条 この部会は学校図書館部会と称する。

(部会の活動範囲と目的)

第3条 部会は、部会通則第4条第1項第4号に規定する範囲を中心に、調査研究その他必要な部会活動を行い、学校図書館の発展をはかることを目的とする。

(部会の事業)

第4条 部会は、部会通則第5条に基づき、定款第4条第1項各号に掲げるすべての事業を行うことができる。

2 前項の事業の実施に際し必要があるときは、学校図書館部会員以外の者を参加させることができる。

(関係団体との連携)

第5条 部会は、他の団体等との連絡を密にして、この部会の目的および事業の推進をはかるように努めるものとする。

(部会の役員および任期)

第6条 部会に次の役員をおく。

- (1) 部会長1名
- (2) 副部会長1名
- (3) 幹事20名以内
- (4) 監査1名

2 役員の任期は、2年とする。

3 補欠により選出された役員の任期は、選出された日から改選までとする。

4 前二項の規定にかかわらず、任期満了後も、この規程に基づく次期の役員選出が終了するまでの間は、なお役員としての権利義務を有する。

(部会役員選出方針および再任)

第7条 部会役員の選出にあたっては、実効ある部会活動が確保されることを基本とし、あわせて個人会員と施設会員の協力提携をはかるものとする。

2 前項の目的を達するため、役員の再任に制限は設けない。

(部会役員の選出方法)

第8条 第6条第1項に定める部会役員は、別に定める要綱によりこれを選出する。

(部会役員の任務)

第9条 部会長は、部会を代表し、部会会務を統括する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が欠けまたは部会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 幹事は、幹事会を構成し、部会の運営及び業務の執行の決定に参画するほか、正副部会長の指示をうけて部会会

務の執行にあたる。

4 監査は、部会のすべての事項について任意に監査又は調査・監察し、必要と認める場合は幹事会及び総会に意見表明及び勧告を行う。

(部会員への連絡)

第10条 部会長は、部会活動について図書館雑誌に掲載する等の方法により部会員への連絡を密にするように努めるものとする。

(部会総会)

第11条 部会総会は、部会通則第8条の定めるところによる。

2 部会総会は、部会長が招集する。

3 部会総会の議長は、部会総会のつど総会において決める。

4 部会総会は、所属部会員の10分の1以上の出席（委任状および代理者を含む）によって成立する。

5 部会総会における議決権は、部会を構成する一会員につき一個とする。

6 部会総会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 部会総会に付議する事項は次のとおりとする。

(1)部会通則その他本法人の諸規則及び部会規程において部会総会で定めることとされている事項

(2)部会事業報告及び決算

(3)部会事業計画及び予算

(4)前各号の他、部会の運営にかかわる重要な事項は、部会総会の決議を経なければならない

(5)総会に付議する事項は、幹事会が準備する

(幹事会)

第12条 部会に幹事会を置く。

2 幹事会は、全幹事および正副部会長によって構成される。

3 本法人の理事及び監事選任規程第8条第3項の規程に基づく部会を代表する理事が、部会長のほかにある場合、その理事も幹事会の構成員となる。

4 幹事会の招集は、部会長が行う。

5 幹事会は、以下の職務を行う。

(1)部会総会の日時及び場所並びに目的である事項の決

定

- (2)部会総会に付議する議案の審議及び決定
- (3)部会運営に必要な部会内諸規則・諸方針等の決定及び改廃
- (4)この規程に別に定める事項の決定
- (5)前各号に定めるもののほか、部会の運営及び業務執行に必要な事項の決定

6 幹事会は、構成員の過半数の出席（委任状および代理者を含む）により成立する。

7 幹事会の議長は、部会長が行う。

8 幹事会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

9 幹事会の構成員で出席できない者は、他の構成員またはあらかじめ登録した者に委任して、意見を述べ議決権を行使することができる。

10 部会長が、あらかじめ提案した事項について、幹事会構成員の3分の2以上が、書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、幹事会で可決した旨の決議があったものとみなす。

（本法人理事候補者の選出）

第13条 本法人の理事及び監事選任規程第8条第3項の規程に基づき、理事長から理事候補者の選出を求められた場合は、部会通則第10条第5項により、原則として部会長を候補者とする。

2 前項の場合で、部会長の申し出により部会通則第10条第5項ただし書きに基づき部会長以外の者を選出する場合は、幹事会においてすみやかに理事候補者を選出するものとする。

3 前項の規定により理事候補者を選出された者が理事となった場合、当該理事はその職務の遂行にあたり、部会との連絡・連携に努めるものとする。

（本法人代議員の推薦）

第14条 本法人の代議員選挙規程第19条の規程により代

議員候補者の推薦を行う場合、部会長は、幹事会の承認を経て、本法人の選挙管理委員会に推薦する。

2 前項により選任された代議員が欠けた場合には、部会長は、前項同様の手続きにより速やかに補欠の候補者を推薦するものとする。

（部会の経費）

第15条 部会の経費は、部会通則第12条の規定により、以下の経費をもってまかなう。

(1)本法人の部会活動配分経費

(2)研修会参加費等、部会活動事業による受益者負担金

(3)部会の活動を指定した寄付金および補助金等

（本法人への報告）

第16条 部会長は、部会通則第13条の規定により、部会の活動状況を理事長に報告しなければならない。

（部会規程の改廃）

第17条 この規程の改廃は、部会総会の決議を経て、理事会の承認により行う。

（付 則）

1 この部会規程は2015年6月18日から施行する。

2 この規程の制定に伴い、社団法人日本図書館協会学校図書館部会規程（2011年5月21日最終改正）（以下「旧部会規程」という）は廃止する。

3 この規程施行の際、旧部会規程の規定に基づき部会役員として選出された者は、この部会規定施行後の最初の第8条に定める次の役員改選手続きにより部会役員が決定するまでの間は、それぞれこの規程によって選出された部会役員とみなし職務を行うものとする。

4 前項において、「監事」として選出された者は「監査」とみなし、第6条の定数にかかわらず、前項に定める期間は、1名以上2名以内を定数とする。

\*\*\*\*\*

#### 学校図書館部会役員選出要綱 改正案

- 1. 「1-1」条文中の「部会規程第10条に基づき」を、「部会規程第8条に基づき」に改める
- 2. 「1-2」「1-4」「1-6」各条文中の「監事」を、「監査」に改める

## 速報！ 6月4日臨時活動部会長会議

6月4日常任理事会の後、臨時活動部会長会議が開催された。部会の会計担当者も同席せよということで高橋と松本が出席した。

部会経費の執行のやり方が大きく変わるということで、その説明会だったが、その席で今年度の部会予算が示され、学校図書館部会は研究集会等10万、部会報(3回)で15万、幹事会等交通費(年2回)で15万、事務局費他で3万、計43万円がつくこととなった。

2012年度から2014年度まで、協会財政再建のため

に部会活動費が大幅に減額されていたが、これ以前の水準に戻るほか、交通費も一部保障されることとなる。

5月30日の総会では、部会に特に連絡もなかったため、協会からの部会活動費は昨年通りとして予算案を作成しその案が承認されたが、この提示により収入額に大幅な変動が生じることとなった。増額分については、決算案として来年度の総会に付議することになる。

## 学校図書館職員問題検討会経過報告と意見交換会

報告：高橋恵美子

2015年5月30日午前11時から開催、同検討会委員の高橋が報告した。

### 1 学校図書館問題検討会について(2013年7月～2014年7月)

この検討会の発足の経緯は、塩見前理事長による第二期学校図書館問題プロジェクトチーム設置の提起による。また、この時期協会執行部が交代し、新たに就任した森理事長をはじめとする専務理事、常務理事に学校図書館に詳しい人がいないため、非公式の学習会的位置づけとして意見交換の場をつくってほしいという理事長の意向があり、これに応じて「学校図書館問題検討会」が発足した。当初のメンバーは理事長、副理事長、常務理事2名、学図部会3名、教育部会3名、政策企画委員会1名であった。2013年6月には学校図書館法改正の「骨子案」が出され、「骨子案」に対する協会名の要望をとりまとめる作業を行うことになった。2013年11月7日付「学校図書館法の一部を改正する法律案(仮称)骨子案」に対する要望は、この検討会でまとめられた。2014年3月の検討会で第二期学校図書館問題プロジェクトチームは、学校図書館職員問題検討会として設置する方向にまとめられ、4月10日常任理事会で設置が決定した。

その後5月22日学校図書館議員連盟実務者協議会のヒアリング、6月13日衆議院本会議、20日参議

院本会議で学校図書館法の一部を改正する法律が可決され、この法改正についての協会名の見解(のちに見解及び要望となる)をまとめることとなった。7月1日検討会で最終文案を作成、常任理事会運営会議を経て、7月4日常任理事会にかけ、決定された。見解及び要望案の作成と同時に、4月に設置が決まった学校図書館職員問題検討会委員の人選がすすめられていたが、こちらはなかなか話がつかずにいた。7月1日検討会の後、検討会の開催はなく、10月常任理事会となる9月26日常任理事会で、学校図書館法に新たに記載された資格の在り方等についてどのように検討するのかの質問を行い、学校図書館職員問題検討会において図書館大会後に検討を始めるという回答を得た。12月4日常任理事会で委員の委嘱及び座長(山本副理事長)が決定され、12月21日第1回学校図書館職員問題検討会が開催された。

### 2 学校図書館職員問題検討会

現在まで6回開催されている。活動の内容は以下の通り。

- ・第1回 2014.12.21 設置要項の説明・確認 森理事長挨拶 各委員の自己紹介 配布資料確認と資料説明 次回の予定
- ・第2回 2015.1.31 第1回議事録案の確認 第1期プロジェクトの整理・確認 学校図書館の役割・機能(高橋) 学校図書館の役割・機能～(永

井) 学校図書館の使命・機能(平久江) 今後のスケジュール

・第3回 2015.2.28 前回議事録確認 現場からの報告—小学校(後藤)、中学校(岸)、高校(田村) 今後のスケジュール

・第4回 2015.3.28 (午前 図書館情報学教育部会研究集会) 前回議事録確認 KJ法を用いた意見の整理(キーワード①学校図書館専門職員②職員の協働関係③学校図書館像④学校司書の資格・養成) 次回③と①、次々会②と④を検討

・第5回 2015.4.26 前回議事録確認 ③学校図書館像についての報告と議論 ①学校図書館専門職員についての報告と議論 次回のすすめ方の確認

・第6回 2015.5.24 前回議事録確認 ②職員の協働関係についての報告と議論 ④学校司書の資格・養成についての報告と議論 中間報告の骨子案について 今後のスケジュール

### 3 検討会での議論のポイント—高橋の私見

#### ① 学校図書館は図書館である

この検討会発足前の学校図書館問題検討会において、森理事長は「学校図書館は図書館であるとは間違いである」と発言、また誤記があると確認された図書館雑誌2014年8月号掲載の7月4日常任理事会議事録の記載「全館種に通底する「図書館」の概念が確立しているわけではない」でもわかるように、現在協会運営にあたっている業務執行理事は、学校図書館が図書館であるとは考えていない。

3月28日に行ったKJ法によるカードの整理では、図書館としての使命・機能・役割(知的自由も含む)

(14)と学校図書館の役割(14)は分けて整理されている。まとめの段階において「学校図書館は図書館である」と整理されるかどうかは課題である。

注:数値はカードの枚数

#### ② 司書教諭は学校図書館専門職員か

学校図書館の実態は多様であるとの意見交換はしているが、司書教諭の実態があると考えている委員がいる。この点についても理事長は、学校図書館問題検討会において、「司書教諭が機能していないというのは間違いである」と主張しており、座長をはじめとする業務執行理事も同じ立場に立つと思われる。

司書教諭をどう整理するかは課題である。

#### ③ 学校司書の資格・養成

カードのまとめでは、①司書資格科目を基礎とする(11)、②図書館情報学を基礎とする(3)、③司書、教職、司書教諭の科目を組み合わせる(3)、④学校司書固有のカリキュラムを創設する(1)となった。司書資格・図書館情報学をベースに単位数は24単位前後の想定となりそうである。

また、現職者の資格取得、研修のあり方をどう考えるかが課題である。

#### ④ 将来の学校図書館職員制度

1999年第一期プロジェクトの「学校図書館には教育学と図書館学の専門教養を習得した単一の学校図書館専門職員を、新たな教育専門職員として必要に応じて複数配置する制度が将来的には望ましい」を入れられるかどうかは課題である。司書教諭をどう見るかがカギとなる。

なお、検討会委員への旅費の問題がある。12月4日の常任理事会で、検討会に用途を指定した寄付を募る方法はどうか提案したが、受け入れられなかった。関西からの委員(4名、すべて学図部会選出委員)の旅費は非常に多額に上っており、自己負担はとても難しい。有志によるカンパを募ることにしたので、ぜひ協力をお願いしたい。

#### <意見交換>

参加者1:なぜ研究者が司書教諭は機能していると考えなのか。もう少し広くいろいろ読んでほしい気もする。研究者の周辺には熱心な司書教諭が多いのか。司書教諭がやっていることが学校図書館と考えているのか。

私は、まず図書館としてきちんと機能することが重要と考える。

高橋(検討会委員):研究者の姿勢もカギとなる。研究者個々では違いがあるように思われる。理事の委員は発言がない。まとめのときにどう動くのか、検討会の議論を反映した報告になるのかどうか。

学校図書館の側にも意見の違いがある。1999年プロジェクト報告では、司書教諭が発令された以上は協力していく、というまとめだった。今の部会も、

1999年まとめを踏襲している。司書教諭を敵に回すようなまとめをつくるのは良くない、との意見も出ていた。小中では充て司書教諭と非正規の学校司書というパターンが一番多いので、何もかも「学校司書に任せる」では困る。

中村(検討会委員):確かにそういう現状はあるので、当面の対応として、という整理では、司書教諭についてもふれ、一定の役割を果たすよう書かねばならない。しかし、それは将来解消されるべきものと位置づけることも重要で、将来望ましい職員制度としては、一職種の専門職を制度化すべき、と書くべきと思っている。この点は学校側が一致して主張しないと難しい。みなさんはどうか。

佐藤(検討会委員):協働関係のテーマでは、司書教諭の問題が色々出されていた。そのまま文章化したら司書教諭を敵に回すような内容となったので、そうならないようにまとめた。将来的には二職種はまざりと思う。

高橋(検討会委員):平久江氏から「司書教諭と対等、というのは具体的にはどういうことか」という質問があった。学校は教諭中心の世界なので、学校司書がひどい目にあうことはいくらでもあるが、研究者には見えていない。あえてそこを出した方がいいのかとも考えた。

佐藤(検討会委員):大学の世界では、教授会と事務職員ははっきり分かれており、それも理解されない原因かもしれない。

参加者2:専門職員ということをおわかってもらいたい。事務職員と考えてしまうのではないか。専門職として認めてもらうようしてほしい。

参加者3:チーム学校や、外部の専門家ということも言われているなかで、専門家がどのようにプラスであるかを考えてほしい。スクールカウンセラーなど、各分野の専門家と教員が協力するのが良い。非正規雇用も影響しているのではないか。しかし、雇用の現状とは切り離し、理想の姿を示し、そこに向けて足りない部分をどう改善するのかという方向で考えてほしい。

参加者1:大学図書館は学内で比較的独立性が保たれているように思う。学校の先生が学校図書館に抱いているイメージは、自分の研究室の本棚のイメ

ジということはないだろうか。

司書教諭については、現実としては一定の役割はある。その点は認めて書くべきである。

将来的には一職種なのか二職種よくわからない。一職種になると教育的な役割ももつことになるし、そうすると立ち位置はどうなるのか。

参加者4:日教組の全国教研に行くと、小中の先生が実践報告をしている。図書館の自由という観点はない。こういう報告を聞いていると、司書教諭の実態はあるように見えるが、実態としては、今年発令されたからこういう指導をした、でも別の人に交代したら担任業務なりに忙殺されるのが実情と思う。

図書館の自由については、高校の司書が図書館の自由を大切に実践を発表したところ、共同研究者(助言者)という立場の教育学者から、学校図書館に図書館の自由はそぐわないと頭から否定された。JLAでは図書館の自由が重要と言うことを明確にしてほしい。

参加者5:学校司書が法律に入ったのは、現状を迫認するためである。本来は、司書教諭で一職種であるべきではないのか。現状と将来の姿は分けて整理して欲しい。

引率が出来ないのが困る。一人の生徒を連れて行くだけなのに、先生と司書がついて行く。旅費がないので司書はボランティアになる場合も。でもその生徒は司書が育てている。臨任の場合は行くことができない。先生も忙しく、図書委員の引率はなかなか引き受けられない。結局、生徒の活動の機会が狭められる。司書はいてできるのに。

養護教諭のような専門職が必要ということをお明確にして欲しい。本当はすべて教育職のはず。

高橋(検討会委員):教研集会では、読書指導と学習指導、どちらのレポートが多かったのか?学習指導要領が変わって、単元の中に図書館の活用が入り、学習指導の実践が増えているのでは?

参加者6:全体としては読書指導が多かったが、千葉市の事例は年間計画に基づく学習指導であり、研究者が絶賛していた。

参加者4:PC教室と図書館が同じ部屋になっていることを「メディアリテラシー」として報告したレポートがあった。研究者は「情報教育と図書館と融合

したメディアリテラシーの報告があった」と評価していた。

参加者2：昨年のSLAの大会で、横浜は調べ学習の研修の報告をしていた。群馬でも研修会を行うなどしている。県立図書館の学校司書研修も調べ学習、

そういう流れはある。

高橋（検討会委員）：図書館界に載っている塩見論文を検討会に持ち出したものかどうかを思案中である。

参加者7：見せればよい。情報を共有するのは大事。

### 《関西から出席する委員の旅費のためのカンパにお礼申し上げます。引き続きカンパをお願いします》

職員問題検討支援有志の会（会計責任者 中村崇）

部会報47・48号で上記のお願いしたところ、現在までに約30名の方から30万円を超えるカンパをお寄せ頂いております。この場をお借りして再度心からお礼申し上げます。ありがとうございました。

前号にも記しましたとおり、協会財政上の事情により、委員の旅費の保障がありません。遠隔地からご出席下さっている委員が、仮に1年間毎回出席された場合の旅費の総額は、4名分合計で150万円を超えることになります。この間、毎回ほとんどの委員が参加されていて、自己負担も相当な額に上っています。今後もお皆様からのご支援が必要です。引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

#### ◎カンパ振込先

郵便振替口座番号：00130-4-486364

加入者名：職員問題検討支援の有志の会

1口1000円・何口でも（もちろん、1000円以下でも構いません）

※上記口座への入金はすべて当会へのカンパとみなします。 ※お手数おかけして申し訳ありませんが、振込用紙は郵便局備え付けのもの等をご使用下さい。恐縮ですが、振込手数料は各自ご負担下さい。 ※カンパにご協力頂いた皆様個々への収支報告などは、今のところは、申し訳ありませんが具体的な予定はありません。いずれ何らかの形でお礼と報告をしたいと考えています。

## 第101回全国図書館大会 分科会について

第101回全国図書館大会は10月15日（木）、16日（金）、国立オリンピック記念青少年総合センターで行われます。分科会は16日です。学校図書館部会は午前を図書館情報学教育部会と、午後を図書館の自由委員会と共催することになりました。以下は分科会のテーマと内容です。分科会の基調講演者、あるいは報告者に関しては、まだ確定していません。定期総会記録の8に現段階での内容を報告していますので、あわせてお読みください。

午前 9:00~12:00

共催：図書館情報学教育部会

テーマ：これからの学校図書館専門職員に対する研修を考える

内容：2014年、学校図書館法が改正され、第6条

が新設された。第6条ではその第2項で「国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と定めた。学校図書館法において研修に関する規定が設けられたのは初めてのことである。分科会では、司書教諭、学校司書に対する取り組みを取りあげるとともに、あり方について考えていく。

午後 13:30~16:30

共催：図書館の自由委員会

テーマ：学校図書館における図書館の自由を考える  
内容：

図書館の自由に関する宣言にあるように、学校図書館にも図書館の自由は基本的に妥当する。しかしな

から、学校教育にかかわるとい理由から、学校図書館における図書館の自由はさまざまな場面で危うい状況に晒されている。『はだしのゲン』の提供制限問題は記憶に新しい。図書館の自由の担い手たるべき学校司書も、学校図書館法の改正によって法律に位置付けられたものの、専門性の面でも身分の面

も不十分なところが多い。

本分科会では、学校図書館で図書館の自由を実践することの意義をあらためて確認しつつ、図書館の自由を根付かせるために、課題がどこにあり、どのように克服していくべきかについて議論したい。

## 部会からのお知らせ…

New!◎新たな部会役員が決まりました

前号でお知らせしたメンバーに加え、総会で2名の幹事を補充選出し、20名で今期役員を務めます。部会員の意見を大切にしたい運営に努めますので、どうぞよろしく願います。(幹事名は5ページ参照)

New!◎今後の部会報について

ここ数年、部会報は年3回発行してきました。しかし、安価な発送手段であったヤマト運輸のメール便のサービスが廃止されたことと、協会財政再建の影響で部会活動費が大幅に減額されていることが重なり、今後は、郵送料を考えながら、年2回程度、ページ数を限定しての発行となる見込みです。(次号の発行予定は未定です)

New!◎夏季研究集会で資料の配付・頒布等ご希望の方へ

巻頭表記の部会連絡先までご連絡下さい。

◎学図部会メーリングリストへのお誘い

学校図書館部会では、部会運営を部会員の皆様にかつたものとし、また、皆様からの意見を部会運営に生かすために、メーリングリストを開設しております。部会員であればどなたでもご参加頂けます。参加ご希望の方は、巻頭表記の部会メールアドレスへご連絡下さい。

参加にあたっては、(1) 氏名 (本名) (2) 日本図書館協会の会員番号 (図書館雑誌の宛名ラベルに記載されています) (3) 所属 (ない方は不要) (4) メールアドレス をお知らせ下さい。

※メーリングリストへの参加は部会員に限ります。協会を退会された方や部会を移動された方など、部会員でなくなった場合には、ご連絡下さい。部会員でないことが確認された場合、配信を終了させていただきます。 ※提供頂いた個人情報は当部会「個人情報保護方針」(JLA 学校図書館部会ホームページ参照) にもとづき管理いたします。

◎異動・変更等について

人事異動、転居、改姓等された方は協会事務局へご

一報下さい。ただし、メーリングリストに登録したメールアドレスの変更は、部会代表アドレス宛にお知らせ下さい。メーリングリスト参加者が協会を退会や部会変更された場合も、協会事務局に加えて、部会にもお知らせ下さい。

◎各地の情報・各地の実践をお寄せ下さい

部会報に載せたい実践の情報や学校司書の配置情報、各種研究会の参加記など、皆様からの情報をお寄せ下さい。部会連絡先または各幹事までご連絡下さい。ご相談もお受けいたします。

◎研究会・集会・イベント等の開催情報を掲載します

各団体等が開催する図書館関係の研究会・集会等の開催情報を掲載いたします。開催日時やテーマ等要点をまとめて掲載いたします。掲載ご希望の方は、巻頭表記の部会連絡先にご連絡下さい。(なお、次号の発行次期は未定です。お問い合わせをお願いいたします)。

◎ホームページをご覧下さい

学校図書館部会ではホームページを開設しています。日本図書館協会のホームページから開くことができます。最近の部会報や幹事会の記録などはここに掲載しています。どうぞご参照下さい。→<http://www.jla.or.jp/school/index.html> でご覧下さい。

◎幹事会はどなたでもご参加いただけます/皆様からの意見・ご提案をお待ちしています

学校図書館部会は、役員が幹事会を開いて様々なことを話し合い、運営しています。幹事会には、学校図書館部会員であればどなたでもご参加頂けます。開催日時・場所等は巻頭表記の連絡先にお問い合わせ下さい。また、遠方の会員の方など、会議への直接の参加が難しい方は、ご意見・ご要望などをお寄せ下さい。部会報への「会員の声」もお待ちしております。役員一同、部会員の意見を反映した部会運営に努めたいと思っています。よろしく願います。